

1. はじめに

この入札心得は、横須賀市の競争入札に参加する事業者（以下「入札参加者」という。）が、守るべき事項等が記載されています。

入札参加者は、この心得の内容を十分理解して入札に参加してください。

2. 入札公告等、業務内容及び契約約款の確認

入札参加者は、入札公告等（指名競争入札にあっては、指名通知書。以下同じ。）、設計図書・仕様書その他業務内容を示す資料及び契約約款を確認し、当該入札案件の入札条件や契約条件など十分理解したうえで入札に参加してください。

なお、設計図書等は、一部を除いて公告内からダウンロードできますが、公告で指定した設計図書の購入先から有償で購入していただくこともできます。

＊契約約款：「横須賀市オフィシャルサイト」→「市政情報」→「入札・契約・検査」→「入札の広場」→「業種選択」→「入札心得及び契約約款」

3. 入札案件に対する疑義について

入札案件に疑義があるときは、公告等に記載されている期限内に質問書（指定書式。（任意書式の場合は、案件名、社名、TEL・FAX番号、担当者名等を記載したもの。））を提出してください。当該質問者への回答は、原則として、翌開庁日までに書面で行います。

質問がない事項に対して疑義が生じたときは、本市の見解によるものとします。

なお、入札案件に対するすべての質問並びに回答（質問者が容易に推定できる質問又は仕様書等に明確に記載してある事項に関する質問などは公開しない場合があります。）は、質問の期限後速やかに当該入札公告のサイトを利用して公開するので、確認後に入札書を送付してください。

4. 入札条件について

各条件については、次のとおりの取扱いとします。

(1) 「横須賀市競争入札参加有資格者として登録」

- ・電子入札の場合は、入札に参加申請しようとする日及び入札書を送付しようとする日に登録があることをいいます。
- ・一般競争における郵便入札の場合は、市が入札参加申請を受理した日に登録があることをいいます。

(2) 「指名停止期間中でないこと」

- ・入札参加申請期間中に指名停止期間が終了したときは、入札に参加することができます。

(3) 「D評価工事（業務委託の場合はE評価とすることがあります。以下同じ。）の評定通知を過去1ヶ月以内に受けていないこと」

- ・電子入札の場合は、評定通知日の翌日から、入札に参加申請しようとする日及び入札書を送付しようとする日が1ヶ月を経過していることをいいます。
- ・一般競争における郵便入札の場合は、評定通知日の翌日から、市が入札参加申請を受理した日が1ヶ月を経過していることをいいます。

- (4) 「入札参加有資格者が入札までに入札条件を満たさなくなったとき」
- ・入札参加申請又は入札書送付後であっても、開札日までに指名停止処分を受けたとき、D評価工事の評定を受けたとき、その他入札条件を満たさなくなったときは、入札に参加できない若しくは落札者となることができません。
- (5) 「落札者が契約までに入札条件を満たさなかったとき」（その他の欄に記載）
- ・落札決定後であっても契約書に甲乙双方が押印するまでに入札条件を満たさなかったときは、契約を締結しません。また、仮契約中においては、市議会本会議で可決されるまでを、これと同等に取扱うものとします。
- (6) 「契約実績（又は契約履行実績）」
- ・入札条件において契約実績を求めた場合において、契約実績とは、入札参加申請時点で当該契約履行が完了しているものを言います。従って、提出された書面に疑義がある場合を除き、本市では完了したものとみなします。この条件を具備していない場合で実績として送付されたときは、虚偽申請として取扱うこととなります。

5. 予定価格について

- (1) 予定価格（工事の場合は、設計金額として表記。以下同じ。）は、当該入札での上限価格となります。入札公告時（事前公表）に予定価格を公表する場合においては、これを超えた価格で応札したときの入札書は無効となります。
- (2) 入札公告時に予定価格を公表しない場合（事後公表）は、入札書開札時に予定価格を公表します。ただし、案件によっては、入札書開札前（入札書送付期限後）に公表することがあります。

6. 最低制限価格について

- (1) 工事請負、業務委託その他請負契約の入札では、最低制限価格を設ける場合があります。最低制限価格を下回る価格で応札したときの入札書は落札外となります。
- (2) 最低制限価格を設ける場合は、「平均額型最低制限価格方式」又は「固定額型最低制限価格方式」のどちらかを入札公告で指定します。

「平均額型最低制限価格方式」とは、一定割合の入札参加者の入札書に記載した（※）金額の平均額を基準として算出する方法で、これにより最低制限価格は入札金額により変動します。

また、「固定額型最低制限価格方式」とは、設計金額を基準として算出する方法で、最低制限価格は入札公告時には決定しています。

算出方法の詳細については、横須賀市ホームページの「入札の広場」から業種を選択し各掲示板にある「入札制度関連情報」で必ずご確認ください。なお、最低制限価格の設定の有無は、公告等で確認することができます。

＊最低制限価格：「横須賀市ウェブサイト」→「市政情報」→「入札・契約・検査」→

「入札の広場」→「業種選択」→「入札制度関連情報」→「1 平均額型最低制限価格の算定方法」
又は「固定額型最低制限価格の算定方法」

工事掲示板 <http://keiyaku.yokosuka-ebid.jp/keiyaku/kouzi/index.html>

委託掲示板 <http://keiyaku.yokosuka-ebid.jp/keiyaku/itaku/index.html>

(3) 「平均額型最低制限価格方式」における最低制限価格の算出にあたっては、無効となった入札は算出対象外とします。

(4) 「平均額型最低制限価格方式」における最低制限価格の算出にあたっては、落札外となった入札は、算出対象となります。

※注 電子入札システム等では、見易いように「入札書に記載した金額」を「入札金額」として表示しておりますが、正しい「入札金額」とは「入札書に記載した金額の100分の105に相当する金額」となります。

7. 入札保証金

入札に参加するときは、入札金額（単価契約にあつては、単価に予定数量を乗じた額の総計（予定総価額）とする。）の100分の5以上の額を、入札保証金として開札前に納付していただきます。ただし、あらかじめ公告等によりその必要がないと認めた場合は、この限りではありません。

8. 入札書の提出

(1) 入札参加者は、入札書を指定の日時までに指定する方法により提出しなければなりません。

(2) 入札書の提出期限及び方法については、案件ごとに公告等によりお知らせします。

(3) 「3. 入札案件に対する疑義について」に記載したとおり、入札案件に対するすべての質問並びに回答は、質問の期限後速やかに当該入札公告のサイトを利用して公開するので、確認後に入札書を送付してください。公開前に送付された入札書は有効（入札書送付期限前であれば辞退可能）としますが、原則としてこの行為を理由として入札を中止することはありません。

(4) 郵便による入札において、入札公告等で指定した以外の方法で入札書を送付した場合であっても入札書は有効とします。ただし、指定日時までに送達されない場合で、発送の事実が証明できないときは入札行為がなかったものと見做します。

9. 入札書に記載する金額

(1) 契約金額は、入札書に記載した金額の100分の105に相当する額（1円未満切捨て）となりますので、消費税に係る課税事業者か免税事業者かに係わらず、入札金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

(2) 工事請負の入札にあつては、質問回答等で特に指示がある場合を除いて、設計書の数量等に基づいて積算した金額を記載してください。

10. 入札の辞退について

入札の辞退については、入札方式により取扱いが変わりますのでご注意ください。

なお、入札の辞退が認められた方が、その辞退を理由として以後の入札について不利益な扱いを受けることはありません。

(1) 電子入札案件の場合は、電子入札システムにより辞退の届出をしてください。辞退届の処理は、入札書の送付後であっても、入札書の送付期限までは行うことができますが、その後の辞退については認めることができません。

(2) 郵便入札案件の場合は、FAXにより辞退届(*1)を提出してください。

辞退届は、入札書送付期限当日の午後5時（送付期限の時刻が午後5時よりも前の場合は、その時刻。）までにFAXで提出された場合に限り、辞退を認めます。

(*1)辞退届の書式は任意ですが、具備要件として次の項目の記載が必要となります。

- 1.案件名 2.辞退の意思表示 3.提出日（年月日）
- 4.代表者又は受任者・会社名・所在地 5.代表者印又は受任者印

11. 公正な入札の確保

- (1) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってははいけません。
- (2) 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札金額又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札金額を定めなければいけません。
- (3) 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札金額を意図的に開示してはいけません。
- (4) 委任を受けて入札参加申請又は入札書送付手続きを行う者は、同一案件において2者以上の委任を受け当該手続きを行ってははいけません。

12. 入札の延期・中止

横須賀市財政部契約課長（以下「契約課長」という。）が、次の各号いずれかに該当すると認めるときは、入札を延期又は中止することがあります。

- (1) 談合等、不正行為の事実がある場合又はおそれのある場合
- (2) 天災その他やむを得ない理由による場合
- (3) 入札参加者がいない場合
- (4) 公告又は設計図書・仕様書等に誤りがあった場合
- (5) その他適正な入札の執行ができないおそれのある場合

13. 談合情報等に対する対応

- (1) 入札に関して談合情報があった場合は、入札の執行の延期、誓約書の徴収並びに積算内訳書の徴収などを行うことがあります。
- (2) 前項の談合情報に信憑性があると認められるときは、公正取引委員会へ通報のうえ、入札中止又はくじにより入札参加者を2者に減じて執行します。
- (3) 契約締結後に入札談合の事実があったと認められたときは、契約者から、契約金額の100分の20に相当する額を損害金として徴します。なお、契約履行後に入札談合の事実があったと認められたときにおいても同様です。

14. 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する場合の入札は無効とします。

- (1) 法令及び契約規則（平成19年横須賀市規則第22号）に違反したとき。

- (2) 入札参加の資格がなくて入札したとき。
- (3) 入札書に記名押印のないとき（電子入札案件にあっては、記名押印に相当する電磁的記録の記録がないとき。）。
- (4) 同一入札に対し、2通以上の入札をしたとき。
- (5) 入札金額及び氏名その他入札に関する要件を確認しがたいとき。
- (6) 他の入札者の代理を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。
- (7) 入札執行前に予定価格を公表した場合において、当該予定価格を超える金額で入札したとき
- (8) 当該予定価格の100分の10以下の金額で入札したとき。
- (9) 前2号のほか、市長が定める入札条件に違反したとき。

15. 入札の立会い

- (1) 電子入札案件については、立会いは任意とします。立会いを希望する場合は、開札時間の5分前までに契約課にお越しいただき、必ず職員に立会いを希望する旨を申し出てください。
- (2) 郵便入札案件については、原則として、代表立会人として入札参加者の中から1者に立会いをお願いします。他の入札参加者の立会いは自由とします。
代表立会人は、参加申請の順番が「参加業者÷2（少数点以下切り上げ）」に該当する方とします。（例 参加業者数が25者の場合 $25 \div 2 = 12.5$ よって、申し込みの順番が13番目の方。）

16. 落札者の決定

- (1) 落札者の決定に審査が必要なときは、開札後すぐに決定せず一旦保留したあとに決定することがあります。なお、通常の工事における開札は、落札候補者の予定技術者の他の工事または営業所専任技術者との重複の有無を確認した後、当日の開札を一括して落札決定とします。
- (2) 審査の結果、落札候補者が必要な要件を満たしていないとき（予定技術者の他の工事との重複または営業所専任技術者との重複等）は落札外となり、次番札の事業者が落札候補者となります。
- (3) 通常の工事における開札は、落札候補者が落札者となることを前提に順次開札を行い、落札候補者に審査に必要な書面の提出を求める連絡をします。ただし、落札候補者が落札外となった場合に、他の工事の落札候補者となり、この工事において、開札時に連絡した落札候補者が次番札となる場合があります。
（例 A社が入札金額2,500万円以上の土木一式工事（E工事）と続けて入札金額2,500万円未満の土木一式工事（F工事）の両方の落札候補者となったが、予定技術者（主任技術者）が1名しか記載されていなかったため、一旦F工事の落札候補者は次番札のB社（A社が技術者配置要件を満たさないため）となる。→その後、A社から提出された営業所専任技術者を確認したところ予定技術者と重複したためE工事については落札外となる。→F工事のA社の入札金額は2,500万円未満であったため、営業所の専任技術者と重複しても要件を満たしているため、再度A社が当初の落札候補であった工事（F工事）の落札候補者となる→B社には一旦落札候補の連絡があっても次番札のままとなるため落札とはならない。）
- (4) 同日の開札において複数の入札案件について落札候補になった場合で、予定技術者等の条件に

よりそのすべてを落札できないときは、予定価格(入札金額ではありません。)が高額の案件から順に落札候補者とします。

- (5) 落札候補者になった場合において、予定技術者届に記載された技術者等が他の工事と重複することが判明したときで、本市が「現場代理人重複配置届」の提出により重複が可能と判断した案件については、落札決定とします。

17. 入札結果のお知らせ

入札結果については、横須賀市のホームページ（入札の広場）でお知らせします。

なお、保留中にはホームページ上の入札結果速報には「技術者確認のため」等の理由を付し保留中と表示されます。入札結果の詳細画面（参加事業者一覧）では落札候補者に「落札」の表示が記載されておりますが、保留中はあくまで候補者ですので「落札」を「落札候補者」と読み替えます。

落札決定後、落札者には、電話等でその結果について通知します。

18. くじによる落札候補者の決定

落札となるべき価格の入札をした事業者が2者以上あるときは、本市がホームページ上で公表したくじ方式により原則として開札日当日に落札候補者を決定します。

なお、くじは辞退することができません。

また、くじ棒方式で行う場合で、都合により開札日当日に来庁できない事業者またはくじ引きに応じない事業者があるときは、入札事務に関係ない本市の職員が代理でくじ引きを行います。その結果に対して異議の申し立てはできません。

*くじの方法：「横須賀市マイヤルサト」→「市政情報」→「入札・契約・検査」→

「入札の広場」→「業種選択」→「入札制度関係情報」→「同価入札によるくじの方法」

19. 契約保証金

- (1) 次の各号のいずれかに該当する契約については、(2)(3)に該当する契約を除き、契約保証金の納付を免除します。

- ① 競争入札参加有資格者登録、更新又は契約時において、過去2年間に国又は地方公共団体等との契約履行実績がある事業者との契約
- ② 契約金額500万円以下の契約
- ③ 単価による契約
- ④ 賃貸借又はリース契約
- ⑤ 長期継続契約で行う委託で、2年度目以降に相当する契約

- (2) 設計図書・仕様書その他業務内容を示す資料で契約保証金の納付が「要」とある契約の契約保証金は、免除とはなりません。

- (3) 設計図書・仕様書その他業務内容を示す資料で契約保証金の納付が「不要」とある場合であっても、(1)の①に該当しない者とする契約は、契約保証金の納付が必要となります。

- (4) 入札参加者は、契約保証金の納付に代えて担保を提供することができます。

契約保証金に代わる担保とその価値は、次のとおりです。

- ① 国債又は地方債 額面金額の10分の8
 - ② 金融機関の保証 その保証する金額
 - ③ 公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社の保証 その保証する金額
- (5) 落札者が、次に掲げるいずれかに該当し、それを証する書面として保証書等を提出したときは契約保証金の全部又は一部の納付を免除します。
- ① 契約者が保険会社との間に本市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
 - ② 契約者から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第100条の3第2号の規定に基づき財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
- (6) 契約者が次に掲げるいずれかに該当するときは契約保証金の全部又は一部の納付を免除することがあります。
- ① 法令に基づき延納が認められる場合において確実な担保が提供されたとき。
 - ② 土地、建物及び物件売渡契約を締結する場合において、売却代金が即納されたとき。

20. 契約書の提出

- (1) 落札者は、落札の通知を受けた日から10日以内に契約書を作成し、提出しなければなりません。ただし、特別な事情があり、事前に契約課長の了承を得ることにより、この期限を延長することができます。
- (2) 落札者が前項に規定する期間内に記名押印した契約書を市に提出しないときは、その契約を締結する意思がないものとみなします。
- (3) 入札保証金の納付を免除された場合で落札者が契約を締結しなかったときは、落札金額（単価による契約にあっては、予定数量に単価を乗じて得た額）の100分の5に相当する額を損害金として市に納付する義務を負います。

※注 電子入札システム等では、見易いように「落札札となった入札書に記載した金額」を「落札金額」として表示しておりますが、正しい「落札金額」とは「落札札となった入札書に記載した金額」の100分の105に相当する金額となります。

- (4) 契約書の作成を要しない場合においては、落札者は、落札決定後すみやかに請書その他これに準ずる書面を提出しなければなりません。

21. 議会の議決を要する契約

議会の議決を要する契約では、仮契約書により仮契約を行います。この仮契約書は、議会で可決されたときは、何ら手続きをしなくとも本契約書となります。

ただし、契約保証金の納付等その他の手続きは、別に必要となります。

なお、契約保証金の納付又は納付に代える担保を提供する期限は、議会で可決された日の翌日までとします。

22. 設計違算があった場合の取扱い

入札公告後に設計違算が判明した場合の入札及び開札結果等、契約事務の取扱いは、「設計違算に関する事務取扱要綱」に基づき行います。

＊設計違算に関する事務取扱要綱

「横須賀市ウェブサイト」→「市政情報」→「入札・契約・検査」→「入札の広場」→
「業種選択」→「設計違算の取扱い」

23. 指名停止業者の下請禁止

指名停止中の事業者は、下請負者になることができません。該当事業者は、ホームページ上で公表していますので確認してください。 ＊指名停止業者：「横須賀市ウェブサイト」→「入札情報（入札の広場）」→「業種選択」→「指名停止に関するお知らせ」→「指名停止業者一覧」

24. 入札公告等と入札心得が不一致の場合の取扱い

入札公告及び仕様書等に入札心得の記載事項と一致しない表記があった場合は、入札公告及び仕様書等の表記を優先します。

25. 設計書と図面等が不一致の場合の取扱い

入札書送付後において、設計書に計上した数量等と図面に記載した数量等が一致しないことが判明した場合で、質問回答等で特に指示があるときを除いては、原則として設計書に基づいて入札が行われたものと見做します。ただし、本市がこの取扱いが適当ではないと判断したときは、この限りではありません。

26. 異議の申し立て

入札をした事業者は、入札後、この心得、設計図書・仕様書その他業務内容を示す資料、契約書案及び現場等についての不明又は錯誤を理由に異議を申し立てることはできません。

平成19年 4月 1日制定
平成20年 4月 1日改正
平成20年 8月 1日改正
平成22年 4月 1日改正
平成22年10月 1日改正
平成23年 4月 1日改正
平成24年 1月10日改正